

令和 8 年度 大津市立仰木小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、仰木小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、仰木小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・	P 2～
	（１） いじめの未然防止	
	（２） いじめの早期発見	
	（３） いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・	P 6～
	（１） 役割	
	（２） 構成員	
	（３） 関係する校内委員会等との連携	
	（４） いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・	P 8
	（１） 基本方針、年間計画の見直し	
	（２） 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・	P 9

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人一人が主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	いじめ防止啓発月間（6月、10月）を中心に、いじめ対策に関する取組を学級で実施する。また、児童会が主体となって「仰木っ子憲法」を全校に啓発していく。

35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	「いじめ防止シンボルマークの掲示物」「仰木っ子憲法の掲示物」「缶バッジ」等を活用し、いじめ防止の意識付けを行う。
----	----------------------------	--

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	いじめる側だけでなく、観衆・傍観者でいることもいけないことであることを道徳の時間・学級指導などで指導する。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	外部講師を招き、身近な存在となっているネットの危険性と正しい活用方法を学習する機会を持つ。
38	相談することの大切さに関する啓発	日常の関わりの中で、子どもとの関係づくりを大切にするとともに、こまめな声かけや様子の観察を行う。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	9月に道徳参観を行い、いじめ防止・命・人権に関わる道徳の授業を行う。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	11月の校内人権週間の取組では、いじめ防止や人権に関する標語づくりの学習を通して人権意識を高める。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	日常の指導の中で、一人一人を大切にし、自尊感情を高める学級経営を目指す。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	たてわり遊びやたてわり掃除を年間を通して行い、高学年児童の自己有用感や異学年同士の互いに思いやる心を育てる。また、幼稚園児との交流の機会を持つ中で、優しい気持ちで接することの大切さを感じとる。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	「学校いじめ防止基本方針」について、周知する機会をもつ。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	学校だよりや懇談等で相談の場を周知する機会をもつ。

45	いじめ対策に関する校内研修の実施	事案発生時だけでなく、いじめ防止のために日常注意すべき事項について研修する機会をもつ。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	報告、連絡、相談の機能を充実させ、事案発生時には迅速かつ正確な初期対応に努める。

＊学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	学期に1回（年3回）アンケート調査を実施し、本校の現状を正しく把握する。

48	いじめ等の悩みの把握 及び教育相談の実施	教育相談担当と連携して情報を共有し、事案発生時には 即対応できるようこころがける。 また、学級担任が個別面談を適宜行う。
49	教職員による校内及び 校門等における見守り 活動の実施	休み時間や清掃時に校内の巡回を行い、子どもの様子を 注意深く見守る。
50	日頃からの家庭との連 携及び情報交換の実施	家庭との連絡帳のやりとり、電話連絡や家庭訪問等で情 報交換が日常的にスムーズに行えるよう配慮する。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたい じめの疑いを含めた 様々な課題に関する情 報の集約・情報共有	いじめ対策会議においていじめの情報収集・共有を図 り、指導の方針等を検討する。
52	いじめの疑いの段階で の翌課業日中の教育委 員会への速報	「報告」「連絡」「相談」を心がけ、組織での対応に努 める。
53	保幼小中の連携や学年 を超えた情報共有の推 進	連絡会や日常の関わりの中で小中連携を推進し、なめら かな接続をこころがける。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	事案発生時には正しく情報を収集して、解決に向けての段階を踏んだ取り組みを進める。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	加害、被害児童への適切なアプローチをこころがけ、早期解決を目指す。
56	インターネット上のいじめへの対応	情報を迅速に集約し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら対応する。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	正確な情報が迅速に集約できるよう内容を十分に見直し実施する。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	聞き取り記録やデータ等、保管場所の周知をし、事案ごとにわかりやすくまとめる。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	対応する過程で得た正しい情報は、その都度保護者に提供できるようにこころがける。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する

- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

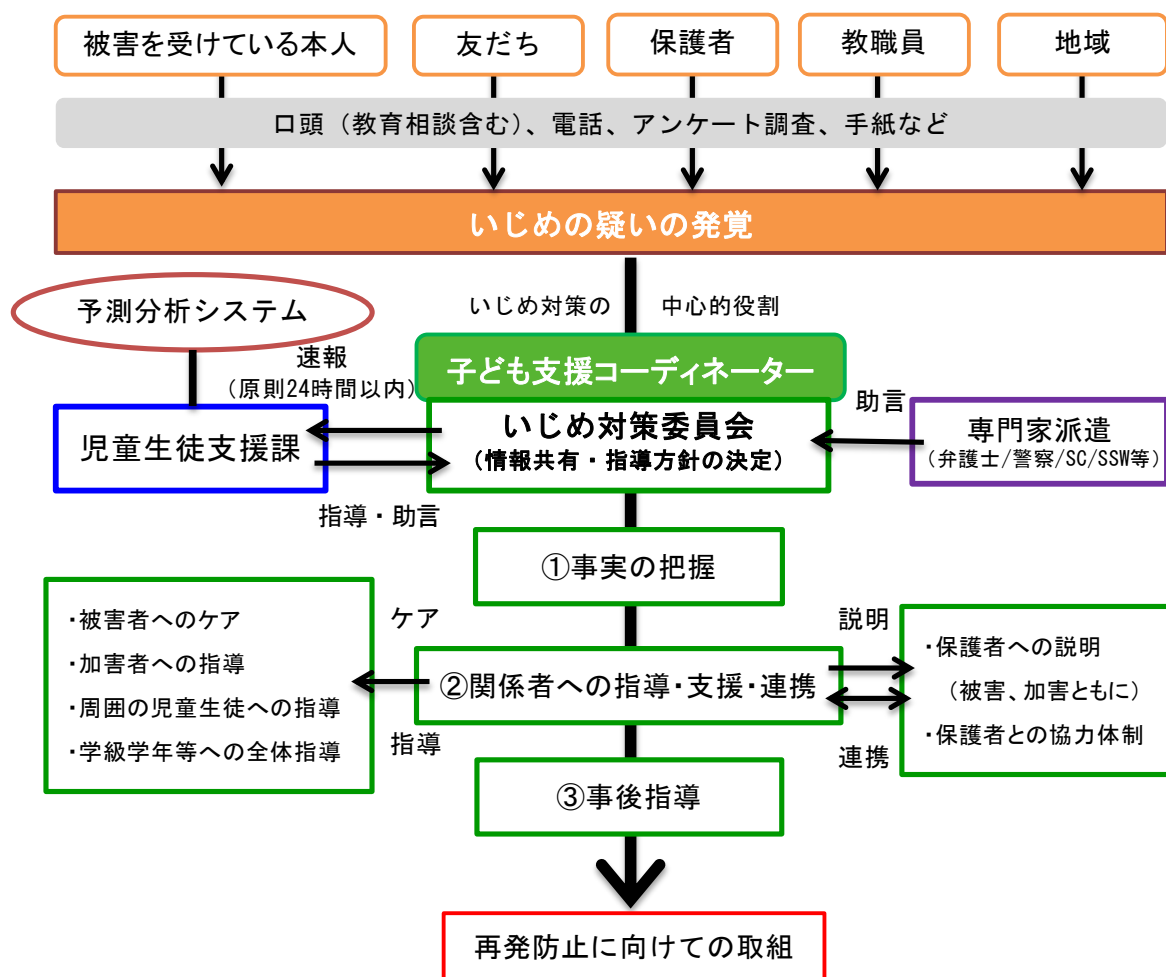
いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、担任とし、個々の事案に応じて関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官ＯＢ）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、特別活動部会、生徒指導部会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	・引き継ぎ連絡会 (①②③)・職員会議〈児童理解〉(①②③) ・「仰木っ子憲法」についての発表 (①・④) ・個別懇談会 (②④)	児童会の取組
5	・児童アンケート調査 (②) ・拡大いじめ対策委員会 兼学校運営協議会 (④)	
6	・保幼小連絡会 (④) ・専門家による出前授業 (①) ・いじめ防止啓発月間 (①・④)	児童会の取組
7	・個別懇談会 (②④)	
8	・いじめに問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	
9	・授業参観 (全校一斉道徳授業) (①・④) ・拡大いじめ対策委員会 兼学校運営協議会 (④)	
10	・いじめ防止啓発月間 (①) ・児童アンケート調査 (②)	
11	・人権週間の取組 (①・④) ・拡大いじめ対策委員会 兼学校運営協議会 (④) ・保護者アンケート調査	
12	・スマホ・ケータイ教室 (①) ・個別懇談会 (④)	
2	・拡大いじめ対策委員会 兼学校運営協議会 (④) ・児童アンケート調査 (②) ・いじめ防止の取組Ⅲ (児童会) (①・④)	児童会の取組
3	・小中連絡会 (④)	
年間を通じて	・朝のあいさつ運動 (①・②) ・下駄箱チェック (①②) ・たてわり班での掃除 (ニコニコ掃除) (①) ・子ども支援コーディネーターによる校内の巡回活動・支援活動 (①・②) ・いじめ対策委員会 (①・②・③) ・スクールカウンセラーによる教育相談 (②・③) ・教職員によるいじめ問題への取組に対する点検・報告 (①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④